

平成29年

第1回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成29年2月14日
神戸市 センタープラザ11階大会議室

平成29年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

第1日（平成29年2月14日） 会議録

議事日程

平成29年2月14日午後2時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第1号 平成28年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第2号)
- 第 5 議案第2号 平成28年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第 6 議案第3号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する
条例制定の件
- 第 7 議案第4号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第5号 平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 9 議案第6号 平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第 10 請願第1号 後期高齢者医療の保険料の軽減特例の維持、継続を求める請願
- 第 11 一般質問
- 第 12 仮議長の選挙
- 第 13 議長及び副議長の辞職許可
- 第 14 議長の選挙
- 第 15 副議長の選挙

- 第 16 同意第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件
第 17 同意第 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件
第 18 兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙
第 19 議会運営委員会委員の選任
-

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（27名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 玉 田 敏 郎 | 2 番 内 海 將 博 |
| 4 番 和 田 満 | 7 番 佐 藤 徳 治 |
| 8 番 行 澤 睦 雄 | 9 番 吉 岡 秀 記 |
| 10 番 齋 藤 哲 也 | 12 番 小 西 千 之 |
| 13 番 児 嶋 佳 文 | 14 番 片 山 象 三 |
| 15 番 石 倉 加代子 | 16 番 大 眉 均 |
| 17 番 登 幸 人 | 18 番 本 莊 重 弘 |
| 19 番 小 林 昌 彦 | 20 番 入 江 貢 |
| 22 番 平 野 齊 | 23 番 深 澤 巧 |
| 24 番 鬼 頭 哲 也 | 25 番 廣 内 孝 次 |
| 27 番 金 村 守 雄 | 28 番 福 元 晶 三 |
| 29 番 安 田 正 義 | 31 番 笹 倉 康 司 |
| 33 番 三 村 隆 史 | 35 番 藤 原 茂 |
| 36 番 橋 本 省 三 | |
-

欠席議員（13名）

3番	稲村和美	5番	松永博
6番	濱田育孝	11番	岡田康裕
21番	西村和平	26番	多次勝昭
30番	宮脇修	32番	古谷博
34番	細岡重義	38番	遠山寛
39番	庵途典章	40番	浜上勇人
41番	岡本英樹		

説明のため出席した者

広域連合長	蓬萊務
副広域連合長	清水ひろ子
副広域連合長	岩見武三
事務局長	東野展也
情報システム課長	内橋宣明
資格保険料課長	濱本範子
給付課長	北出美穂
保険料係長	伊東直子
給付係長	吐田雅純

職務のため出席した職員

事務局次長	長谷川義晃
事務職員	藤本豊記
事務職員	白井秀幸

(午後 2 時開会)

○議長 (片山象三) ただいまから、平成 29 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域
連合議会定例会を開催いたします。

なお、3 番尼崎市、稲村議員、5 番西宮市、松永議員、6 番洲本市、濱田議員、1
1 番加古川市、岡田議員、2 1 番加西市、西村議員、2 6 番朝来市、多次議員、3 0
番猪名川町、宮脇議員、3 2 番稲美町、古谷議員、3 4 番神河町、細岡議員、3 8 番
上郡町、遠山議員、3 9 番佐用町、庵途議員、4 0 番香美町、浜上議員及び、4 1 番
新温泉町、岡本議員から欠席する旨の届けがござっております。

開議に先立ち、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたしま
す。

蓬萊広域連合長。

(蓬萊広域連合長 登壇)

○広域連合長 (蓬萊 務) 皆さん、こんにちは。

平成 29 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきました
ところ、議員各位におかれましては、公務御多忙の中、御出席を賜りまして、
厚く御礼を申し上げます。

ここに、平成 29 年度当初予算や全国で 3 0 0 万人を超える方々に影響を及ぼすと
報道されておりました被扶養者等の軽減特例の段階的廃止を含む条例改正案をはじめ
とする重要案件の御審議をお願いするに当たり、所信の一端を申し述べまして、議員
各位並びに被保険者の皆様の御理解とそしてまた御支援を賜りたいと考えております。

さて、後期高齢者医療制度であります。平成 20 年度の制度発足以来、10 年の
節目の年を迎えようとしておりますが、我が国の加速する超高齢社会の進展に伴い、
被保険者数は、全国で 1, 3 0 0 万人から 1, 6 5 0 万人へと、兵庫県においても 5
6 万人から 7 5 万人へと着実に増加をしております。いわゆる団塊の世代が 7 5 歳

に到達する平成37年ごろまで、この傾向が続くと見込まれております。

このような状況の中で、75歳以上の後期高齢者の医療をどう支えていくか、後期高齢者医療制度の真の安定運営の確保が重要な課題であります。

そのために、昨年末であります、発表されました平成29年度の予算政府案によりますと、まず一つには全国で約169万人の方がその対象となると見込まれますが、こどもの会社の健康保険などに被扶養者として保険に加入することで高齢者みずからが保険料の負担をする必要がなかった方が75歳になり後期高齢者医療保険に加入することになった場合の制度の改正というのが1点であります。

これらの方は均等割額を特例により9割軽減としておりましたが、平成29年度は7割の軽減、平成30年度からは5割の軽減とし、平成31年度には本則どおり資格取得後の2年に限り5割軽減といった形で軽減特例を段階的に廃止することになっております。

これが1つ目のポイントであります。

次に2つ目ではありますが、全国で約160万人の方がその対象者となると見込まれておりますが、年金収入が年153万円から211万円までの被保険者にかかる所得割額を5割軽減としておりましたが、平成29年度はこれを2割軽減としまして、平成30年度からは軽減特例をこれもまた廃止するということになっております。

そして3つ目には、後期高齢者医療だけに限らず、70歳以上の高齢者にかかる医療費の自己負担額に月ごとの上限を設ける、いわゆる高額療養費制度におきましても、低所得の方を除いて、これを引き上げることになっております。

ただし4つ目として、所得の低い被保険者の生活に大きな影響を与える保険料とならないように、国に対して強く継続して要望活動を展開してございました保険料軽減特例措置につきましては、均等割額の7割軽減をさらに上乗せしている9割軽減及び8.5割軽減は当面存続するということになっており、これは、国に対する強い要望活動を展開してきた成果であり、皆様方の御支援のたまものであると感謝をしているとこ

るであります。

また、昨年末に新聞報道されました保険料軽減判定システムの不備により、全国で約2万人の保険料を徴収ミスしていた件であります。均等割額を所得に応じて2割軽減から9割軽減までを行う軽減割合について誤って判定が行われ、保険料を賦課していたというものであります。

その対象は、世帯主またはご本人が青色申告を行っている被保険者のうち一部の方で、青色事業専従者給与を支払っている、または年金収入が120万円を超える青色申告者であること、2つ目には75歳になる直前に被用者保険の被扶養者でなかったという、いずれもの条件にも当てはまる方で、全国では2万人といわれていますが、こちらの試算では、兵庫県内では800人から900人前後おられるものと推計をいたしております。

青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来は軽減判定用に計算いたしました繰越損失額を用いる必要があるところを確定申告上の繰越損失額を用いて計算していたことがその原因であります。

この件につきましては、厚生労働省に都道府県の広域連合から問い合わせがあり、その結果としてミスが発覚したものの、個別対応で済ませ、その後5年間放置するという信じられない対応により発生したものであります。

今回システム上の対応を実施しなければ、広域連合において正しい保険料を計算することは困難であることから厚生労働省が公表するに至ったわけではありますが、当兵庫県後期高齢者医療広域連合におきましても、正しく軽減判定できるシステムの提供があり次第、再度、対象者の抽出を行いまして、還付、そして追加徴収が必要な方につきましては、速やかに対応するように事務を進めることにいたしております。

さらに、健康保険が適用されるマッサージなどにおきましては、患者の大半が高齢者であることを踏まえて、いわゆる健康保険を使った、あんま、マッサージ、鍼灸及び柔道整復師に係る療養費のあり方について、社会保険審議会医療保険部会に専門委

員会を設けて検討されているところであります。

大切なことは、不正請求を防ぐ仕組みをどう構築するかでありまして、まさに入り量を量りて出ざるを制するというためにも、広域連合と各市町との役割分担の制度設計など、持続可能で安定的な運営の確保に資するように、機会あるたびに国への要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、皆様方の御支援、そして御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の定例会に提出をいたしております提案であります。平成28年度の一般会計、及び特別会計の補正予算に係るものが2件。条例の一部改正に係るものが2件。平成29年度当初予算に係るものが2件。人事同意案件これは後ほど提案させていただきますが、これが2件の計8件であります。

各議案の詳細につきましては、それぞれの担当者から御説明申し上げますので、御審議、御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（片山象三） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布をしたとおりであります。

最初に諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から、監査報告第3号より第5号に至る報告がありました。

次に、去る平成28年11月18日、南あわじ市小島議員より平成28年11月22日付で議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定に基づき、議長においてこれを許可いたしましたから、御報告いたします。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1、議席の指定を行います。

議席はただいま御着席のとおり指定をいたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、33番播磨町三村議員及び1番神戸市玉田議員を指名いたしま

す。

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片山象三) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

次に、日程第4、議案第1号、平成28年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)及び日程第5、議案第2号、平成28年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東野事務局長。

○事務局長(東野展也) ただいま上程されました、議案第1号及び議案第2号につきまして、相互に関連しておりますので、一括御説明申し上げます。

定例会提出議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、平成28年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)でございます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,415万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億5,323万1,000円とするものでございます。

これは、平成28年度に市町が実施する事業に対する補助金の交付等に係る所要の補正を行おうとするものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、平成28年度補正予算、平成29年度予算に関する説明書の1ページから3ページに記載しております。

以上、議案第1号について御説明申し上げます。

次に、議案第2号、平成28年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特

別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

定例会提出議案書の3ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ102億5,467万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,020億3,621万4,000円とするものでございます。

これは、保険給付費及び市町への補助金に充てる繰出金等に係る所要の補正を行おうとするものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、平成28年度補正予算、平成29年度予算に関する説明書の4ページから8ページに記載しております。

以上、議案第2号について御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（片山象三） 提案理由の説明は終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これより順次お諮りをいたします。

議案第1号を原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片山象三） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号を原案のとおり決することに、御異議ございませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（片山象三） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件、日程第7、議案第4号、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件、日程第8、議案第5号、平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、日程第9、議案第6号、

平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算及び日程第10、請願第1号、後期高齢者医療の保険料の軽減特例の維持、継続を求める請願を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東野事務局長。

○事務局長（東野展也）　ただいま上程されました、議案第3号から議案第6号までにつきまして、相互に関連しておりますので、一括御説明申し上げます。

定例会提出議案書の6ページをお開きください。

議案第3号、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件について御説明申し上げます。

なお各市町から当広域連合事務局への職員派遣ローテーション表の案を議案第3号関連参考資料として、配布しておりますので、別冊の参考資料の冊子の1ページを御参照願います。

本件は、被保険者数の増加に伴う業務量の増加に対応するため、また、情報システムの運用の適正化、国保連合会への事務委託範囲の適正化等の諸課題に対応し、また、マイナンバー、データヘルス計画等の取り組みにも対応するため、広域連合長の事務部局の職員定数を34人から36人に、議会、選挙管理委員会、監査委員の各事務部局の職員定数をそれぞれ5人から6人に増員しようとするものでございます。

以上、議案第3号について御説明申し上げます。

次に、議案第4号に関して議案書による説明の前に平成29年度以降における保険料の軽減について御説明申し上げますので別冊の参考資料の冊子の2ページ、議案第4号関係参考資料をご覧ください。

今回の見直しは、後期高齢者医療制度発足時における保険料の激変緩和措置として、国の予算措置により実施されてきた保険料軽減特例措置について制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平をはかり、負担能力に応じた負担を求める観点

から見直されたものでございます。

保険料軽減特例措置の見直しの内容でございますが、所得の低い被保険者の均等割の軽減特例については、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直しすることとされています。

所得割の軽減特例につきましては、表 1 のとおり段階的に縮小、廃止されることになっております。

元被扶養者の軽減特例についても、均等割について表 2 のとおり段階的に縮小、廃止されますが、低所得者と元被扶養者の軽減特例の両方に当てはまる被保険者につきましては、軽減率が高いほうが適用されるため、平成 29 年度以降の軽減は所得に応じて表 3 のとおりになります。

低所得者の 2 割軽減、5 割軽減の対象につきましては、表の 4 のとおり基準額が引き上げられ対象者が拡大されます。

それでは定例会提出議案書の 8 ページをお開きください。

議案第 4 号、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件について御説明申し上げます。

本件は、所得の少ない者に係る被保険者均等割額の 5 割及び 2 割軽減の対象拡大を行うとともに、国による予算措置により実施されてきた保険料軽減特例措置が段階的に縮小、廃止されることを受けて、所得の少ない者に係る所得割額の軽減措置については平成 30 年度にかけて、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る被保険者均等割額の軽減特例については平成 31 年度にかけて、段階的に縮小、廃止する改正のほか、既に適用を終えた附則を整理する改正を行おうとするものでございます。

以上、議案第 4 号について御説明申し上げます。

次に、議案第 5 号、平成 29 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

定例会提出議案書の 20 ページをご覧ください。

本予算は、一般会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ16億8,086万8,000円とするものでございます。

それでは、別冊の平成28年度補正予算、平成29年度予算に関する説明書により、主なものを御説明申し上げます。

説明書10ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第1款、分担金及び負担金は、各市町からの共通経費分賦金、第2款、国庫支出金、第1項、国庫補助金は、医療費適正化推進事業に係る後期高齢者医療制度事業費補助金、第3款、繰入金、第1項、特別会計繰入金は、長寿・健康増進事業に係る特別調整交付金でございます。

11ページをご覧ください。

歳出予算でございますが、第2款、総務費、第1項、総務管理費の主な内訳でございますが、第12節、役務費は郵便代等の通信運搬費等でございます。

12ページに移りまして、第13節、委託料は、標準システムの運用、保守業務、高額療養費等給付業務等の委託費でございます。

第19節、負担金、補助及び交付金は、事務局職員の給与費負担金、市町が実施する長寿・健康増進事業の財源に充てる特別対策補助金等でございます。

以上、議案第5号について御説明申し上げます。

次に、議案第6号、平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

定例会提出議案書の23ページをお開きください。

第1条は、特別会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ7,298億3,238万6,000円とするものであります。

それでは、別冊の平成28年度補正予算、平成29年度予算に関する説明書により、主なものを御説明申し上げます。

説明書の14ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第1款、市町支出金、第1項、市町負担金は、各市町の保険料等負担金、及び療養給付費負担金でございます。

第2款、国庫支出金は、療養給付費負担金等であり、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金33億4,522万1,000円を特別会計に計上いたしております。

15ページに移りまして、第4款、支払基金交付金は、現役世代からの支援金でございます。

17ページをお開きください。

歳出予算でございますが、第1款、保険給付費は、後期高齢者医療に係る療養諸費等で、被保険者数の増により7.8%の増となっております。

18ページをお開きください。

第3款、保健事業費は、市町が実施する歯科を含む健康診査に要する経費でございます。

以上、議案第6号について御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（片山象三） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、三木市、大眉議員。

自席で御発言を願います。

○16番（大眉 均） それでは議案第4号と議案第6号につきまして質疑をさせていただきます。

まず議案第4号でございますが、後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、お尋ねをいたします。

1つ目は、低所得者の保険料軽減特例が政府の見直しに伴って条例改正がされるわけでございますが、軽減特例の均等割の9割軽減、8.5割軽減は、当分の間残され

ました。

しかし、保険料の基礎控除後の総所得58万円以下、年金収入だけ見ますと、211万円以下の被保険者に行われておりました所得割の5割軽減につきましては、平成29年度は2割に縮小して、平成30年度には廃止するという事になったわけでございます。

この対象者はことし1月で先ほどの資料で6万7,631人とされております。

また後期高齢者医療制度の加入日前日まで、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の均等割9割軽減につきましては、平成29年度には7割、平成30年度には5割、平成31年度からはなくしていく。しかし加入後2年間は5割軽減してその後なくするという事になるわけであります。

ただし、低所得者の均等割軽減と元被扶養者の均等割軽減の両方に当てはまる被保険者は、その軽減率が高い方が適用になりますので、そのために9割軽減、8.5割軽減の特例の対象者は、当面特例が続けられていくわけでありますけれど、5割軽減、2割軽減の対象となる人は29年度には7割、30年では5割、それ以降はそれぞれ5割、2割の軽減が適用される、軽減の対象とならない人は現行9割が平成29年には7割、30年度には5割、31年度からは軽減なしとなるわけでございます。

この対象となる人の場合、現行9割軽減で保険料の均等割が年間4,829円という保険料が、この後保険料が改定がなかったといたしますと、3年後には4万8,297円と、今の10倍になるわけであります。

これらの低所得者と元被扶養者の保険料軽減特例の見直しに伴う保険料改定の内容、そしてその影響額は平成29年度から31年度について、それぞれどのくらいになるのかお尋ねをいたします。

2つ目は、低所得者の保険料軽減判定の見直しについてであります。

同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得が、33万円プラス被保険者数に26万5,000円をかけた額の合計額以下の方は、保険料均等割が5割軽減され、33万円に

被保険者数かける48万円の合計額以下の場合、均等割が2割の軽減になっておりますけれども、この控除する基準額を5割軽減の場合、26万5,000円から27万円に、2割軽減の場合は48万円から49万円に引き上げが行われます。

これによりまして、5割軽減、2割軽減の対象者がふえることとなりますが、対象者の人数と影響額はどのように見込まれておられるのかお尋ねをいたします。

次に予算についてでございますが、1つ目に歳出の保険給付についてであります。

予算に関する説明書17ページで保険給付費は予算額7,283億4,280万7,000円と前年当初予算よりも525億7,203万円増えているわけであります。

そのうち療養給付費は6,916億2,636万円で、492億6,641万円の増加、高額療養諸費は346億8,765万円と32億8,017万円増加しております。

例年になく増加しているわけでありまして、その理由をお尋ねいたします。

2つ目は、高額療養制度の算定基準額の引き上げによる影響額についてでございます。

ことし8月から高額療養費の限度額が変更されることになっております。

所得の低い住民税非課税の人は、現行どおり据え置きになりました。

年収270万円未満で住民税課税の一般区分の人は、現行1万2,000円がことし8月からは1万4,000円、来年、平成30年8月からは、1万8,000円とすることになって、負担額が増えるわけでございます。

高額療養費の限度額引き上げの内容とその影響額は平成29年度、30年度どのようになるのかお尋ねをいたします。

3つ目に、健康保持、増進事業の実施についてであります。

予算では健康診査費として、7億8,208万5,000円が計上されております。

各市町で行われております健康診査に要する経費でありますけれども、受診率の目標が20%とされておりますが、今年度の実績と来年度の目標についてどのようにな

っているのかお尋ねをいたします。

また歯科健診の実施が進んでおりますけれども、まだ実施されていない市町がございます。

41市町全てが来年度からは実施ができるようになるのかお尋ねをします。

以上でございます。

○議長（片山象三） 東野事務局長。

○事務局長（東野展也） まず最初に保険料の軽減特例の件について御答弁申し上げます。

まず影響でございますが、現在約74万6,000人、保険料を賦課する対象者がいます。

そのうち40.3万人これは8.5、9割軽減も含めてですが、軽減特例の対象者になります。

被保険者に占める割合が54%ということでございます。

この見直しによる保険料の増額、今回の見直しより保険料が変わる人でございますけれども、これが元被扶養者が4.3万人、所得割の軽減特例の方が6.8万人ということで、計11.1万人、全体で約15%の方が影響を受けるということでございます。

保険料の額に与える影響ということでございますけれども、先ほど大眉議員のほうから少し指摘もございましたけれども、所得により軽減率の高いほうが優先されるということになりますので、所得により均等割が9割軽減になる方につきましては、年額4,829円でこのまま据え置きということでございます。

所得により均等割が8.5割軽減になる方につきましては29年度から年間保険料が7,244円、月604円ということで年間で2,415円、月201円増になるということでございます。

それ以外の方は、5割、2割、軽減なしという方でございますけれども、こちらの

方は29年度は経過措置により、均等割7割軽減となりまして、年間保険料は1万4,489円となります。現行に比べて9,660円、月額805円増ということになります。30年度からは、これは均等割5割軽減で年間保険料は2万4,148円、28年度と比較して1万6,319円、月額1,610円の増になるということでございます。

所得により均等割が2割軽減になる方でございますけれども、こちらの方は5割の軽減措置でなくなりますので、31年度から2割軽減になるということでございます。31年度から年間保険料が3万8,637円、28年度と比較して3万3,808円、月額で2,817円の増ということになります。

所得により均等割の軽減が適用されない方につきましては、31年度から軽減特例がなくなりますので、年間の保険料額が4万8,297円、28年度と比較して最大で4万3,468円、月3,622円の増となります。

所得割の軽減特例につきましては、平成29年度は経過措置により2割軽減ということでございますので、これは最大の軽減額でございますけれども、年間保険料が4万7,188円となりまして、現行と比べて1万7,695円、月額に直しますと、1,475円の増。

30年度は所得割の軽減特例措置が廃止をされますので、年間保険料が5万8,986円、28年度と比較して2万9,493円、月額に直しますと2,458円増になるということでございます。

いずれも現行の均等割、所得割率で計算したものでございます。

続きまして、均等割の低所得者軽減対象の拡充の件でございます。

人数でございますが、5割軽減の対象者は5万4,800人が5万6,000人と、1,300人の増、2割軽減の対象者6万6,000人が6万8,000人ということで、2,200人の増。合計で3,500人の増を見込んでございます。

保険料の額ですけれども、こちらのほうが年間で4万8,297円の保険料が均等割

が3万8,637円となるということで、年間9,660円の減額、これは新たに2割軽減となる場合がございます。2割軽減の方が5割軽減になる場合は年間で3万8,637円の保険料が、2万4,148円になるということでございます。

次に保険給付費の見込みでございます。

こちらのほうは、医療給付費について平成28年度当初予算時から、一つは被保険者の増、これは約3万1,700人伸ばしてるということでございます。それと、1人当たり医療給付費、これは約3万円の伸びを見込んだことによるものでございます。審査支払手数料及び葬祭費についても被保険者の増加等に伴いまして、対象件数の増加を見込んでおりまして、合計で525億7,200万円増加したものでございます。

次に高額療養費の件でございますけれども、高額療養費につきましては、低所得者の方については現行どおり据え置き、現役並みの所得者及び一般の方について、それぞれ引き上げられるものでございます。

これらの見直しによる影響額でございますけれども、一般の方、あるいは現役並みの所得者に限った見直しであるということ、見直しの時期が年度途中の8月ということで、当初予算において影響額は見込んでないということでございます。平成29年8月の診療分が確定するのは、平成29年10月ごろになります。見直しの影響額が大きくなった場合は平成30年に補正で対応したいと考えております。

健康診査についてのお尋ねでございます。

健康診査は生活習慣病の早期発見により、重症化を予防する観点から重要な取り組みであると認識をしております。当広域連合では健康診査はそれぞれの地域の実情に応じて、実施していくことが望ましいということで、各市町において実施をしていただいて、その経費に対して補助をする方式をとっているということでございます。

歯科健診でございますけれども、こちらのほうは平成26年度から実施をしておるということで、同じく市町に対して補助する方式で実施しているところでございます。

29年度予算の状況でございます。

両事業で約7億8,200万の予算をお願いしておるということでございまして、受診件数でございますけども、医科の健診につきましては、受診者数が約13万3,000人、受診率が20%、歯科健診については、受診者数1万1,000人、受診率3%と見込んで計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（片山象三） はい、大眉議員。

○16番（大眉 均） 説明をいただきました。

蓬萊広域連合長が御挨拶で8.5割、9割の特例軽減がなされたのは、成果だと、全国の広域連合あるいは各市町からの運動が成果を発揮したんだということなんですけど、被用者保険の被扶養者であった方が、これは75歳になると突然保険料がそれぞれの被保険者にかかってくるわけございまして、これはびっくりするわけで、それで批判が大きかったから均等割を9割にしてきたということでございますが、先ほども説明がありましたように、多くの人に影響を及ぼすということになってきたわけなんですけれど、これが政府の言い分は、力のある人、所得のある人はそれなりの負担をすべきではないかというような言い方がされておりますけれど、やっぱり後期高齢者医療制度そのものが75歳なった途端に別枠の後期高齢者医療制度に入られるわけございまして、そういう点からいいますと、国の責任である意味軽減特例は存続させるべきだというふうに思うんですけれども、その辺の見解はどうなんでしょうか。

○議長（片山象三） 蓬萊広域連合長。

○広域連合長（蓬萊 務） 再質問にお答えをいたします。

おっしゃるように、国の制度の変更とはいえ、弱者に対してその負担がふえてくるということは、誰しも歓迎というわけにはいかないということは十分わかっておるわけでありまして。今回の見直しをどのように評価するかということをおっしゃっているのだと思いますけれども、結論から申し上げますと、基本的には今回の見直しというのはやむを得ないのではなかったかと、こんな見解をもっております。

その背景といいますのは、1つには今回の軽減特例の見直しというものは、それなりに後期高齢者の保険料が現役世代の保険料に比べて、上昇幅が抑制されているということは議員もお認めいただいたとおりですけれども、今後の高齢者の増加に伴って、多額の予算措置を必要とする中で、制度の持続性をどう守っていくかという観点からこれはやはり見直さざるを得ないという背景があると思います。

2つ目には、先ほどもお話ありましたように、現行制度は一定の負担能力のある方を含めて一律に負担を軽減する制度となっておるということでもありますけれども、低所得者に対してはそれなりに配慮はされているわけです。世代間の負担の公平性という観点からも、今回の見直しは先ほど申し上げたように、やむを得ない措置であったであろうと、このような考え方であります。

今後の見直しというものは介護保険料軽減の拡充とかあるいは年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施するということですが、いずれにしても、29年度は現行のまま継続されるということでもありますので、これは国に対して行ってきた要望の、先ほど来御挨拶で申し上げたように、その成果と考えております。

今後も保険料の上昇の抑制については国のほうに積極的に要望してまいりたいと思うわけですが、一方で、この2月11日の日本経済新聞でありますけれども、国民負担率は、来年度横ばいの42.5%という記事がありました。国民負担率というのは、税金のほかに年金や医療などのいわゆる社会保障負担の合計額が国民所得に占める割合が42.5%というわけです。これが国際的にどういう位置づけにあるかといいますと、いわゆる経済協力開発機構OECDの加盟国は34ありますが、そのうちの日本は28番目なんです。国民負担率は高いという認識を我々はもっておるわけですが、例えばドイツであれば52.5%、スウェーデンであれば56%、フランスであれば68.2%、日本の負担率は42.5%が高いといってもグローバルな観点から見ますと、世界のいわゆる福祉国家といわれるところからは、まだまだ国民負担率というのは日本は低いと、こういう位置づけにある。そういうような全体の位置づ

けを考えた場合、低所得者も含めて、軽減措置がなくなっていくという危機感というのは誰もが持つ必要がありますけども、国家として1千6兆円の借金を抱えてる中において、国民負担率が低いという現実をわきまえて、日本では消費税もありますが、付加価値税というのはヨーロッパであります、そういうものも含めて全体的に日本のこの福祉をどうしていくかを国家として考えるという観点からいろいろ申し上げましたけども、今の御質問に対して私は今回はそれ相応に努力はされた結果としてやむを得ない措置であったと、このように評価いたします。

以上でございます。

○議長（片山象三）　大眉議員。

○16番（大眉　均）　国民負担率という話がありますけれども、それぞれの高齢者の皆さん方からは、国のほうは年金の制度とか介護保険の制度とかとの軽減措置とかいう話も合わせてという考え方ではございますけれども、まあいったらこの後期高齢者の医療制度につきましても、当初1割やったのに3割負担ということも言われておりますし、介護保険についても1割負担だったのが、3割負担だと、というようなこととか、あるいは制度改革によって、特別養護老人ホームに入れないと、なかなか介護を受けられないというようなこともふえてきているわけなんです。

そういう点からいいますと、やはり高齢者にとっては余りよくなっているという感じは私はないんじゃないかと思うんです。

国民負担率でいいますと、それは国全体のことでありますから、企業が払っている分とかそういう部分も含めてでの話ですので、それでも高齢者の皆さんの所得の状況とか、収入の状況からみますと、負担がかなり重いと、そして安心できる制度になっているかという、私は逆じゃないかなというふうに思っているわけなんです。

これは余り議論しても、あれなんですけど、そういう点からいいますと、年金生活者が大変困っておられる、あるいはその今の被用者保険で被保険者になられた途端に保険料を払わなあかんというようなことからしますと、この制度そのものの矛盾点が

あって、それをみんなの、国民みんなやあるいは四方からの批判に基づいて基盤軽減というのがつくられたわけですから、そういう点で、その原因の解消がうまくいかないという点はどこにあると私は思っているわけなんです。

予算の関係でお尋ねをしておりますが、住民健診、健診事業です。これにつきましては各市町が努力されておられますけれど、やはり元気で長生きというのが今の望まれる方向ではないかというんです。

そういう点では健診事業を充実させていくということが、望まれておるわけですが、政府の資料を見ましても、やはり25%くらいの皆さんが、あるいは平均でそういうふうになってきているんじゃないかと、この前から質問もございましたけども、県下では4%のところもあれば、33%のところもあると、そういう点でこの分母をきっちりすべきではないかという御議論がございました。

そういう点からいいますと、その20%、県下押しなべて20%でございますが、それぞれの市町がそれぞれの独特の健診事業を行っておられますけれども、やはりこれからは健康長寿ということを、目指していくという上で健診事業は大切ではないか、また医療費を軽減させていくという点でも大切なことではないかというふうに思うんですけれども、このようにして目標をそれぞれ引き上げていくといたしますか、20%に本当に実現に迫っていくということが大事だというふうに思うんです。

もう一つは、歯科健診でまだやられていないところもあるわけでございますけれども、これはやっぱり全市町、特に口腔の問題が健康につながっていくということでございますので、この歯科健診も実施をすることが大事ではないかというふうに思うんですけれども、この辺のところをやはり進めていただきたいなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（片山象三） 東野事務局長。

○事務局長（東野展也） 健康診査の受診率です。目標でございますけれども、従前から20%ということで、これは老人保健法の時代の実績をそのまま目標としている

というようなことをございます、今年度、ほぼ20%の目標をほぼ達成するだろうと思ってございます。

29年度予算は20%にしておりますけども、新しい目標ということをございます、第2期のデータヘルス計画、今の第1期データヘルス計画は、来年度で終わりということになりますので、平成30年度からの新しいデータヘルス計画でこの目標を定めていくという形になろうかと思ひます。国全体での健康診査の受診率は28%程度というふうなことをございますので、最低でもその程度は目標として考えていく必要があるだろうと思ってございます。

それと、もう1点の歯科健診をございます。

こちらのほうは、今、5市が未実施をございます。来年3市実施するというふうなことで、予定を聞いてございます。2市はまだ、ちょっと予定がたっていないということをございますけども、こちらのほうもデータヘルス計画上は全市実施というふうなことにしておりますので、全市実施を目指して市町のほうにお願いをしていきたいというふうにございます。

以上をございます。

○議長（片山象三） 質疑は終わりました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

16番、三木市、大眉議員。登壇の上、御発言をお願いいたします。

（大眉議員 登壇）

○16番（大眉 均） 私は議案第4号、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件、及び議案第6号、平成29年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は年金生活者、低所得者が多い75歳以上の高齢者をそれまで加入していた公的医療保険から引き離して別立ての医療制度に追い込んで負担増と差

別医療を押しつけるという世界でも例のない制度となっております。政府はこの根本的欠陥に目を向けずに、制度存続をさせていくことが問題になっておりますし、医療費と高齢者の増加によって限らない負担増が迫られることとなります。

75歳以上の高齢者は収入が限られておりまして、厳しい生活状況になります。その高齢者の命にかかわる後期高齢者医療制度では、制度が存続する以上、保険料の負担を軽減し、医療を受けやすくすることが鉄則ではないでしょうか。平成28年、29年度の保険料改定では、均等割を年額4万8,297円に、所得割を10.17%に引き上げが行われましたけれども、このままでは収入が限られた高齢者の負担は重くなるばかりでございます。

この28年、29年度の改定が行われて、保険料が高くなったこと、それから先ほどの説明でありました軽減特例の見直しが行われまして、6万7,631人の所得割5割の軽減特例が来年度は2割になり、再来年度は廃止になると、被用者保険の被扶養者で制度加入する75歳までの保険料を払ってこられなかった方々が75歳になった途端に保険料が必要になる、主として6万2,661の方が均等割9割軽減されてきましたが、このたびの見直しで9割、8.5割、5割、2割の軽減対象者が残るものの、7割、5割の軽減が平成31年度には廃止されるということになっております。9割軽減から軽減がなくなる方、5割、2割の軽減になる方あわせて2万7,234人に影響が及ぶことになっております。

こうした保険料の引き上げ、そして軽減特例の廃止について反対の立場で討論を行います。

以上でございます。

○議長（片山象三） 議案に対する討論は終わりました。

次に、日程第10、請願第1号について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

16番、三木市、大眉議員。登壇の上、御発言願います。

（大眉議員 登壇）

○16番(大眉 均) ただいまの請願第1号について、趣旨説明をさせていただきます。

請願者は社会保障を良くしようとする県内の団体が集まっている社会保障推進協議会と年金受給者でつくる年金者の組合でございます。

この請願は後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の維持、継続を求めるとともに、軽減特例措置が縮小、廃止された場合に独自の軽減措置を講じることを求めるものでございます。

後期高齢者医療制度は75歳以上の人口の増加と医療費増が全ての世代の負担や保険料に直接はね返る仕組みになっておりまして、2008年の制度導入後既に4回にわたり保険料が値上げされました。

政府は被保険者の半数を超える865万人に適用されている保険料軽減措置を、来年度から廃止をしようといたしております。当連合の被保険者数69万人のうち保険料軽減特例の対象者は9割軽減、8.5割軽減の対象者、後期高齢者になるまで被扶養者だった方などを入れると36万人で、実に52%の方が特例を受けておられます。これらの方々は、極めて低い所得の世帯でございます。この措置が廃止されれば、保険料は2倍から3倍、被扶養者の方で10倍になるケースもございます。

当連合や全国の広域連合協議会でも厚生労働大臣に対して、保険料軽減特例措置について、公的年金におけるマクロ経済スライド実施や、消費者物価の上昇などで低所得者である被保険者の生活を取り巻く状況が大変厳しくなっているということが予測されることから、国の負担による現行の軽減措置の維持、継続をされたいとの後期高齢者医療制度に関する要望を続けてこられました。

このたび軽減措置の見直しで、県内26万人の9割、8.5割の軽減特例は当面見送られましたけれども、6万7,631人に行われております所得割5割の軽減特例が、来年度からは2割になり、再来年度からは廃止になると、被用者保険の被扶養者で、制度加入する75歳までの保険料を払ってこなかった方は75歳になった途端に

保険料が必要になって、6万2,661人の方が均等割が9割軽減されてまいりましたけれども、このたびの見直しで9割、8.5割、5割、2割の軽減対象者が残るものの、7割、5割になる人、それから廃止になる人があわせて2万7,234人となるというふうになっております。

そしてこれからも9割、8.5割軽減の方々の原則に戻されるということが考えられるわけでございますので、高齢者のこれら状況から保険料の軽減の特例措置の廃止が行われないように求めるとともに、独自の軽減措置についても求めるものでございますので、議員各位におかれましては、何とぞ御賛同お願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（片山象三） 次に、請願に対する執行機関の説明を求めます。

東野事務局長。

○事務局長（東野展也） 請願第1号について御説明申し上げます。

まず、請願事項1点目、保険料の軽減特例措置の維持、継続についてですが、当広域連合としましては、これまで現行制度による保険料の軽減特例措置について、安定化を図る観点から恒久的な制度とし、財源についてもこれまで同様全額国庫とするよう後期高齢者医療全国協議会を通じて、また、当広域連合単独でも国に要望してまいりました。

また、昨年11月には後期高齢者医療全国協議会を通じ、低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、平成27年1月に決定した医療保険制度改革骨子で示された、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給等の完全実施を前提に、その時期、内容について再度検討し、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置と、国による丁寧な説明と周知を講ずることを要望したところでございます。

このたび国において元被扶養者の均等割の軽減特例と所得割の軽減特例について、

段階的に本則に戻す見直しが実施されますが、低所得者に対する均等割の軽減特例については、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直すこととされており、また、元被扶養者の所得割については、賦課開始時期を引き続き検討することとされています。低所得者に対する軽減特例については、今後も機会をとらえて国に要望を行ってまいりたいと考えています。

次に、請願事項2点目、軽減特例措置が縮小、廃止された場合は、貴広域連合において独自に軽減措置を講じることについてですが、独自の軽減制度を設けることについては、当広域連合には独自財源がないため困難でございます。今後とも、保険料の軽減や保険料率の上昇抑制のため一層の財政支援を求めることについて、機会をとらえて引き続き要望を行ってまいりたいと考えています。

以上、請願第1号について御説明申し上げます

○議長（片山象三） 紹介議員の趣旨説明、及び執行機関の説明は終わりました。

本件について、他に発言の通告はありませんので、これより順次お諮りいたします。

まず、議案第3号を原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片山象三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について、起立の方法をもって採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（片山象三） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片山象三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、起立の方法をもって採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(片山象三) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号を起立の方法をもって採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(片山象三) 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択と決定いたしました。

次に、日程第11、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これを許可いたします。

16番、三木市、大眉議員。自席で御発言を願います。

○16番(大眉 均) それでは一般質問させていただきます。

1つ目は、次期保険料の改定についてでございます。

後期高齢者の保険料は被保険者一人ひとりに負担がかかるもので、2年に1回見直しをされております。現在平成28年度と29年度は、均等割が4万8,297円、所得割が10.17%でございますけれども、制度発足以来毎回引き上げが行われてまいりました。

平成28年度の改定の際に広域連合給付費準備基金のうち、73億円を活用することによりまして、保険料の上昇幅を抑えることができた、それまでは兵庫県財政安定化基金が使われてまいりましたけれども、昨年の改定時は給付費準備基金の活用で引き上げ幅を一定抑えることができるということになって、財政安定化基金は使われませんでした。財政安定化基金を使っていればもっと抑えることができたのでござい

ます。

昨年11月17日に、全国後期高齢者医療広域連合協議会が厚生労働省に出された要望書の中で次期保険料率改定について、1人あたりの医療費の伸びや後期高齢者負担率の上昇等により、被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、財政安定化基金を保険料の増加抑制に引き続き活用できる仕組みを維持、継続し、恒久化の検討を行うこととされております。

1点目に兵庫県の財政安定化基金の積み立ては幾らになっているのか、また次期保険料改定の際に、この基金を使うということを県と協議されているのかどうかお尋ねをいたします。

2点目に医療給付費準備金基金は、今年度末でどのくらいになっておるのか、来年度末の見込みはどのくらい見込まれるのか、またそれは保険料軽減に使うことができるのかをお尋ねをいたします。

3つ目に保険料軽減判定の誤りが発見されたということは、先ほど連合長から御報告がありまして、保険料をさかのぼって徴収、または還付しなければならないという報道がされておりますけれども、これが電算標準システムの誤りによるものとされておりますけれども、今後の対応策についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（片山象三） 東野事務局長。

○事務局長（東野展也） まず、1点目の財政安定化基金の関係でございます。

財政安定化基金でございますけれども、これは県に設置されている基金でございます。高齢者の医療の確保に関する法律の附則で、当分の間、特例として保険料率の増加抑制に充てることができるかとされてはいますが、本来は給付費が急に上昇する、あるいは保険料が予定の収納率を著しく下回る、こういったリスクに備えて、その際に安定化基金から広域連合に貸し付けを受ける、あるいは交付を受ける、こういったために設けられた基金でございます。

御指摘にもありましたように過去において、財政安定化基金から交付を受けて、保険料率の増加を抑制をしたことがありますけども、財政安定化基金から交付を受けた場合は、次期改定時期に交付による抑制分がそのまま増加要因になります。また交付に伴い拠出をした場合は、拠出分は、保険料に上乗せされることになります。そういったことから財政安定化基金を活用して保険料率の増加を抑制するというのは慎重に検討をされるべきものと考えてございます。

今現在県と具体的に協議しているかというお尋ねでございましたけども、これは今現在はしてございません。

財政安定化基金の残額でございますけども、55.3億円でございます。

次に後期高齢者医療給付費準備基金についてのお尋ねでございます。

平成27年度末の残高でございますけども、これは111.4億円で平成28年度において、取り崩しを32.5億円、積み立てを31.9億円を行うこととしております。平成29年度予算において、さらに67.7億円を取り崩すということにしてございまして、現時点の平成29年度末の残高、これは43.1億円と見込んでおるところでございます。

こちらのほうも今現在保険料率の改定に活用するかどうかというのは、検討中というところでございます。

次に、保険料軽減判定誤りの件でございます。

こちらのほうは、国が開発し広域連合、あるいは市町が使用していた電算処理システム、これは標準システムと呼んでおりますけども、このシステムの設定に誤りがあったということでございまして、平成20年度の後期高齢者医療制度の発足以来間違っていたということでございます。

具体的には世帯主、または御本人が青色申告を行っている被保険者のうちの一部の方について、保険料の均等割部分の軽減判定のシステムが間違っていたということでございまして、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてしまうシステム設計

となっていたということでございます。国が年末に発表し、公表したところでございます。今現在国からは、誤って賦課した可能性のある被保険者を抽出をして、4月中旬までに抽出した対象者の所得を把握した上で、軽減判定をやり直して、誤っている場合は、保険料を修正賦課する、過大に徴収した保険料については還付、過小に徴収した場合は保険料は追加徴収する、そういった方針が出されたということでございまして、各広域連合に対して、対象者を抽出する抽出ツールというものが配布をされてございます。今後正しく軽減判定をするための計算ツールというものも配布をするということになってございます。

現在国から配布された抽出ツールを使って、所得照会が必要となる候補者データを、市町のほうに提供しておる段階でございまして、軽減判定を正しく行うために必要な所得の把握を行っておるということでございます。

今後でございすけども、予定としては、必要となる所得の把握を行った上で、国から配布される計算ツールにより、正しい軽減判定所得を計算をする。その上で標準システムでまた再度保険料を計算した上で4月中に保険料額が変更になる被保険者へ更正通知を発送するという予定でございす。

以上でございす。

○議長（片山象三）　大眉議員。

○16番（大眉均）　今の財政安定化基金、55億円から現在変わってないわけでございます。

去年の保険料改定の際に、111.4億円あるから、これを使えば保険料を軽減することができるといわれておりましたけれども、今お聞きしますと43.1億円の見込みだと、基金のこの広域連合のほうの基金がそれぐらいだというふうにいわれているわけですが、この基金もそもそもは、やっぱり医療費の増加などのことがあったときに使うという可能性もございすけれど、そうしますとこの来年度、平成30年の改定の際には、先ほどの予算の中でも医療給付費が大きく伸びているというようなこ

とからしますと、かなりの引き上げになるのではないかと、予測をするわけなんです。

前回8月の議論のときには、この基金を、財政安定化基金のほうです、使うということについて、慎重に考えなければならぬけれども、使えないことではないというふうにおっしゃってございましたけれど、そういうふうに先ほど申しましたように、大幅な引き上げというようなことが、予想された場合にこの基金を使うのかどうかということが、当然考えられなければならないわけですし、そして11月17日の広域連合協議会が政府に要望しております。このことからいたしますと、財政安定化基金も活用するということについて、考えていくということが必要なのではないかとこのように思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（片山象三） 東野事務局長。

○事務局長（東野展也） 財政安定化基金の件でございます。

財政安定化基金につきましては、本来の趣旨は先ほど御説明したとおりでございます。

保険料率の改定に当たりましては、来年度の私ども広域連合の財政状況等を見ながら、この安定化基金を使うことも含めて検討するというようなことでございます。

前回の保険料率の改定の際にも県と協議をしたわけでございますけども、県のほうとしましては、その本来の役割に備えるために一定の残額が必要であると判断されたということでございます。

以上でございます。

○議長（片山象三） 大眉議員。

○16番（大眉 均） 先ほど最後になかったんですが、使うような協議というのができるということと理解してよろしいですか。

そういうことにしていこうというお話なんですか。ちょっとその辺のところ。

○議長（片山象三） 蓬萊広域連合長。

○広域連合長（蓬萊 務） お答えをいたします。

先ほど来、事務局長からお答えいたしておりますけども、要するにこの基金というのは、県におかれてるわけです。そしてリスク対応ということなんです、目的は。そういう中で現時点で、使えるかどうかというのは当然使えるわけです。

しかしそれがリスク対応になるかどうかということは、その時点で協議の中で判断をし、県とともに取崩しするのもしないのか、その段階で判断をしたいと思っております。今の段階で、予測でお答えすることは、差し控えたいと思っております。

以上です。

○議長（片山象三） 質問は終わりました。

この際、申し上げます。

私と副議長が一身上の都合により辞職願を提出いたしております。

したがって、議長は退席をいたします。

議長が選出されるまで、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、年長議員は15番宝塚市、石倉議員でございますので、御紹介を申し上げます。

臨時議長と交代いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

（片山議長 退席）

（石倉臨時議長 議長席に着く）

○臨時議長（石倉加代子） ただいま御紹介いただきました、石倉でございます。

地方自治法の規定に基づき、臨時に議長の職を務めさせていただきます。

御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第12、仮議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（石倉加代子） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、1番神戸市、玉田議員において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（石倉加代子） 異議なしと認めます。

よって、玉田議員が仮議長を指名することに決定いたしました。

玉田議員よろしくお願ひいたします。

○1番（玉田敏郎） 仮議長につきましては、引き続き、石倉議員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（石倉加代子） お諮りいたします。

ただいま玉田議員から御指名がありました石倉議員を仮議長の当選人と定めることについて、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（石倉加代子） 異議なしと認めます。

よって、ただいまより、指名されました私が、仮議長をお受けいたします。

○仮議長（石倉加代子） それでは、日程第13、議長及び副議長の辞職許可を議題といたします。

本件は、片山議員から議長辞職願、庵途議員から副議長辞職願が提出されましたのでお諮りするものであります。

お諮りいたします。

片山議員の議長辞職及び庵途議員の副議長辞職を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○仮議長（石倉加代子） 異議なしと認めます。

よって、片山議員の議長辞職及び庵途議員の副議長辞職は許可されました。

退席中の、片山議員の入場を許可します。

（片山議員 入場）

○仮議長（石倉加代子） 片山議員から御挨拶があります。

（片山議員 登壇）

○14番（片山象三） 議長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

私は、昨年2月15日に、広域連合議会議長として就任をいたしました。その間、議員各位には、格段の御理解と御協力をいただきましたことを、心から御礼申し上げます。簡単でございますが、退任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

（片山議員 議席に戻る）

○臨時議長（石倉加代子） 御挨拶は終わりました。

それでは、ただいまより、臨時議長として務めさせていただきます。

それでは、日程第14、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（石倉加代子） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（石倉加代子） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において、議長に２番、姫路市の内海議員を指名いたします。

これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（石倉加代子） 異議なしと認めます。

よって、内海議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました内海議員に、本席から当選の告知をいたします。

これによって、議長選挙を終了いたします。

それでは、私の任務が終わりましたので、内海議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

（石倉議員 議席に戻る）

（内海議長 登壇）

○議長（内海將博） ただいま、皆様方の御推挙をいただき、広域連合議会議長につくことになりました、内海でございます。今後皆様方の御協力を得まして、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。

（内海議長 議長席に着く）

○議長（内海將博） それでは、日程第１５、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（内海將博） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(内海将博) 御異議なしと認めます。

よって、議長において、副議長に40番、香美町の浜上議員を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(内海将博) 御異議なしと認めます。

よって、浜上議員が副議長に当選されました。

本席から当選の告知をいたします。

次に、日程第16、同意第1号、兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

蓬萊広域連合長。

(蓬萊広域連合長 登壇)

○広域連合長(蓬萊 務) ただいま上程されました、同意第1号、兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件について、御説明を申し上げます。

定例会提出議案書の26ページであります。

本件は、清水ひろ子副広域連合長が本日付をもって退任いたしますので、副広域連合長として、新たに、岩見武三市川町長を選任いたしたく、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(内海将博) 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（内海将博） 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

この際、本日付をもって副広域連合長を退任されます、清水ひろ子播磨町長、また、ただいま副広域連合長に選任されました、岩見武三副広域連合長より、それぞれ発言を求められておりますので、これを許可します。

清水ひろ子播磨町長。

(清水播磨町長 登壇)

○播磨町長（清水ひろ子） 失礼いたします。

発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

副広域連合長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

私は、一昨年の2月に皆様方に御選任をいただきまして、副広域連合長に就任をいたしました。在任中、議員各位におかれましては、格段の御理解、また御協力をいただきましたことを、心より御礼を申し上げたいと思います。以上、簡単でございますが、退任の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

(清水播磨町長 退場)

○議長（内海将博） 次に、岩見武三副広域連合長。

(岩見副広域連合長 入場 登壇)

○副広域連合長（岩見武三） 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

ただいま、皆様方の御同意をいただき副広域連合長に就任をすることになりました市川町長の岩見です。よろしく願いをいたします。

広域連合長を補佐し、後期高齢医療制度の円滑な実施に努めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、何とぞ、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し

上げ、簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(岩見副広域連合長 着席)

○議長（内海将博） 次に、日程第17、同意第2号、兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

蓬萊広域連合長。

(蓬萊広域連合長 登壇)

○広域連合長（蓬萊 務） ただいま上程されました、同意第2号、兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件について、御説明申し上げます。

定例会提出議案書の27ページであります。

本件は、平成28年第1回定例会で選任いたしました福元議員が、監査委員の職を退任されましたので、後任に広域連合議員のうちから選任する監査委員として、尼崎市の稲村議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（内海将博） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（内海将博） 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

次に日程第18、兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙を議題といたします。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(内海将博) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(内海将博) 御異議なしと認めます。

よって、議長において、尼崎市選挙管理委員の、中川日出和氏、畠山郁朗氏、高田清十氏、兼行栄子氏、以上4名を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(内海将博) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、尼崎市選挙管理委員の中川日出和氏、畠山郁朗氏、高田清十氏、兼行栄子氏、以上4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(内海将博) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(内海将博) 御異議なしと認めます。

よって、議長において、尼崎市選挙管理委員補充員の時本登一郎氏、新本三男氏、戸屋実氏、飯田浩氏、以上4名の方を指名し、補充の順位は、ただいま指名いたしました順序によることにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(内海将博) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、尼崎市選挙管理委員補充員の時本登一郎氏、新本三男氏、戸屋実氏、飯田浩氏、以上4名が選挙管理委員補充員に当選され、補充の順位は、ただいま指名いたしました順序によることに決定いたしました。

次に、日程第19、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第1条で任期は1年としておりますので、同条例第3条の規定により、議長において、1番神戸市玉田議員、5番西宮市松永議員、9番相生市吉岡議員、17番高砂市登議員、34番神河町細岡議員以上5名を指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(内海将博) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は、全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始御審議賜り、また議事進行に御協力いただき、厚

く御礼申し上げます。

広域連合長より、御挨拶があります。

蓬萊広域連合長。

(蓬萊広域連合長 登壇)

○広域連合長（蓬萊 務） 平成29年第1回広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼方々、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、本日の定例会に提出しておりました平成29年度広域連合一般会計、特別会計予算案をはじめ、平成28年度補正予算案、条例案、そして副広域連合長の選任、また監査委員の選任といった重要な案件につきまして、慎重に御審議をいただきまして、いずれも原案どおり可決、御決定を賜りました。

心から厚く御礼を申し上げます。

低所得者に対する保険料軽減特例措置の段階的な縮小、廃止につきましては、開会の挨拶でも申し上げましたが、被保険者の皆様に混乱が生じないように、国による広報が今後予定されているほか、広域連合や市町におきましても、周知徹底をはかることにいたしております。

一方答弁の中では、世代間のいわゆる負担の公平性といった観点からも、今回の見直しというのは、やむを得なかったという答弁もさせていただいたところであります。

また保険料の軽減判定システムの不備による、保険料の徴収ミスにつきましては、これは国が作ったシステムの不備が原因とはいえ、5年前からその不備を認識できていたのであれば、本来迅速に対応するべきであり、御迷惑をおかけしましたことを深くおわびを申し上げます。

徴収済みの保険料が過大となっている被保険者の方に対しましては、速やかに還付するとともに、徴収済みの保険料が過小となっている被保険者に対しては個別の事情を伺いながら、説明を尽くして御理解いただいた上で本来の保険料を納付していただくよう、努めることにいたしております。

今後も国の動向に注視するとともに、全国の広域連合長会議や県内関係41市町とも連携協力いたしまして、後期高齢者医療制度の安定的な運営、すなわち制度の持続性というのがキーポイントであります。後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御支援、そしてまた、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長（内海将博）　御挨拶は終わりました。

これをもちまして、平成29年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後3時40分閉会）

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 片 山 象 三

臨時議長 石 倉 加代子

仮 議 長 石 倉 加代子

議 長 内 海 將 博

署名議員 三 村 隆 史

署名議員 玉 田 敏 郎